

亀山市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月23日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第2号

亀山市会計規則の一部を改正する規則

亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（歳入の徴収又は収納の委託）</p> <p>第31条 市長は、令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により私人に歳入の徴収又は収納の事務の委託をしようとするときは、その内容及び期間その他必要な事項を記載した徴収又は収納事務委託契約書によりこれをしなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>（徴収又は収納を委託した私人の公表等）</p>	<p>（歳入の徴収又は収納の委託）</p> <p>第31条 市長は、令第158条第1項、<u>第158条の2第1項又は介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2</u>の規定により私人に歳入の徴収又は収納の事務の委託をしようとするときは、その内容及び期間その他必要な事項を記載した徴収又は収納事務委託契約書によりこれをしなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>（徴収又は収納を委託した私人の公表等）</p>

第32条 市長は、令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、その旨を会計管理者等及び指定金融機関等に通知するとともに委託の内容、収入事務受託者の住所、氏名その他必要な事項を告示し、かつ、市広報等により公表しなければならない。

[2～4 略]

(請求書による原則)

第33条 経費の支出は、債権者からの請求書の提出をもってこれをしなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

[(1)～(5) 略]

(6) 公共料金明細サービス(口座引落としをする公共料金等について債権者の請求情報を事前に確認できるサービスをいう。以下同じ。)を利用して支払う経費

(7) [略]

(支出命令)

第34条 [略]

2 支出命令書等には、債権者の請求書及び支出負担行為確認に必要な書類を添えなければならない。ただし、前条ただし書の適用を受けるものについては、請求書の添付を要しない。

第32条 市長は、令第158条第1項、第158条の2第1項又は介護保険法第144条の2の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、その旨を会計管理者等及び指定金融機関等に通知するとともに委託の内容、収入事務受託者の住所、氏名その他必要な事項を告示し、かつ、市広報等により公表しなければならない。

[2～4 略]

(請求書による原則)

第33条 経費の支出は、債権者からの請求書の提出をもってこれをしなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

[(1)～(5) 略]

[号を加える。]

(6) [略]

(支出命令)

第34条 [略]

2 支出命令書等には、債権者の請求書及び支出負担行為確認に必要な書類を添えなければならない。ただし、前条第1項ただし書の適用を受けるものについては、請求書の添付を要しない。

[3～5 略]

(資金前渡)

第36条 令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号並びに同条第2項に規定するもののほか、次に掲げる経費については、資金前渡することができる。

[(1)～(6) 略]

(7) 公共料金明細サービスを利用して支払う経費

(8) [略]

2 市長は、資金前渡の方法により支出しようとするときは、当該現金支払の事務に従事する職員（以下「資金前渡職員」という。）を指定しなければならない。ただし、前項第7号に掲げる経費については、この限りでない。

(資金前渡の限度額)

第38条 市長は、前条の規定により資金を前渡するときは、次に掲げる額を限度として交付しなければならない。

(1) 常時の費用に係るものは1月分以内の予定金額。ただし、次に掲げる経費については、3月分以内の予定金額とすることができる。

[ア及びイ 略]

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[3～5 略]

(資金前渡)

第36条 令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号並びに同条第2項に規定するもののほか、次に掲げる経費については、資金前渡することができる。

[(1)～(6) 略]

[号を加える。]

(7) [略]

2 市長は、資金前渡の方法により支出しようとするときは、当該現金支払の事務に従事する職員（以下「資金前渡職員」という。）を指定しなければならない。

(資金前渡の限度額)

第38条 市長は、前条の規定により資金を前渡するときは、次に掲げる額を限度として交付しなければならない。

(1) 常時の費用に係るものは1月分以内の予定金額。ただし、次に掲げる経費については、3月分以内の予定金額とすることができる。

[ア及びイ 略]

ウ 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費

エ 電気通信役務の提供を受ける契

約に基づき支払をする経費

[ (2) 略]

(資金前渡の精算)

第41条 資金前渡職員は、前渡資金について支払を完了したとき、若しくは支払の必要がなくなったとき、又は当該前渡資金の所属年度の出納閉鎖期日において残金があるときは、精算書（返納命令書）（以下「精算書」という。）を作成し、債権者の領収証書又は支払証明の書類を添え、次に掲げる期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第36条第1項第7号に掲げる経費については、この限りでない。

[ (1) ~ (4) 略]

[2及び3 略]

(職員の賠償責任に係る職の指定)

第116条 法第243条の2の8第1項に規定する規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第243条の2の8第1項第1号及び第2号に係るもの 権限を代決することができる者
- (2) 法第243条の2の8第1項第3号に係るもの 会計管理者が指定した補助職員
- (3) 法第243条の2の8第1項第4号に係るもの 監督又は検査に従事

[ (2) 略]

(資金前渡の精算)

第41条 資金前渡職員は、前渡資金について支払を完了したとき、若しくは支払の必要がなくなったとき、又は当該前渡資金の所属年度の出納閉鎖期日において残金があるときは、精算書（返納命令書）（以下「精算書」という。）を作成し、債権者の領収証書又は支払証明の書類を添え、次に掲げる期日までに市長に提出しなければならない。

[ (1) ~ (4) 略]

[2及び3 略]

(職員の賠償責任に係る職の指定)

第116条 法第243条の2の2第1項に規定する規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第243条の2の2第1項第1号及び第2号に係るもの 権限を代決することができる者
- (2) 法第243条の2の2第1項第3号に係るもの 会計管理者が指定した補助職員
- (3) 法第243条の2の2第1項第4号に係るもの 監督又は検査に従事

する者	する者
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第31条、第32条及び第116条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。